入 札 説 明 書

1．競争入札に付する事項

（1）業　務　名　　森林総合研究所Ｂ－１棟自家発電設備整備業務

（2）業務の概要　　別紙仕様書のとおり

（3）履 行 期 限　　令和９年３月１２日まで

（4）履 行 場 所　　茨城県つくば市松の里１

（5）入札について　　別途配付の「入札心得」による。

入札金額は、仕様書に示された業務を履行期限内に遂行するための代金を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2．入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する場合は、本業務の提供が可能であることを証明するために、業務実績調書（様式２）を提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

実績調書の提出は、郵送においても受付けるので、書留郵便又は配達証明郵便で送付すること。

提出期限 ： 令和８年１２月１７日（木）１２時００分まで

提出場所 ： 〒３０５－８６８７　茨城県つくば市松の里１

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所　総務部資産管理課管財総務係　　押田　武洋

また、現場説明会は開催しない。

現場確認の申込は、メール又は FAX により令和８年１２月１７日（木）15 時までに連絡し、令和８年１２月１８日（金）まで現場確認をしてください。

質問（仕様書、図面に限る）がある場合は、メール又は FAX により令和８年１２月１８日（金）１２時までに連絡してください。

現場確認、質問ともに連絡後に担当までメール又は FAX した旨の連絡をしてください。

現場確認日時については別途ご連絡いたします。

質問の回答は、令和８年１２月２１日（月）１７時までに行います。

電話０２９－８２９－８１９７　　FAX：０２９－８２９－８３５５

E-mail：shisankanrika-nyuusatsu@ffpri.go.jp

3．入札・開札の日時及び場所

日時 ： 令和８年１２月２３日（水）１０時００分

場所 ： 〒305-8687　茨城県つくば市松の里１　森林総合研究所　第４会議室

4．入札書の提出

（1）競争加入者は、当所様式により入札書を作成し、封書に入札件名及び入札者名を表記し、

持参又は郵便により提出しなければならない。郵便による入札は、その封筒を二重とし、内封に「入札書」と表記のうえ入札書を封印し、書留郵便又は配達証明郵便で送付すること。

なお、上記３の入札・開札に出席しない場合又は郵便による場合は、下記期限までに入札書を提出すること。

入札書の受領期限：令和８年１２月２２日（火）１７時００分　※必着のこと

入札書の提出場所：〒３０５－８６８７　茨城県つくば市松の里１

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所　資産管理課管財総務係

電話０２９－８２９－８１９７

（２）代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

（３）競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

（４）競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

５．契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

６．入札保証金及び契約保証金　　免　除

７．契約書作成の要否　　要

８．契約条項　　別紙請負契約書（案）による。

９．落札者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、「入札心得」に記載するとおり、調査基準価格に満たない価格を持って入札したものがいた場合は、この限りではない。

10．業務の履行　　一括下請けは禁止する。

11．契約情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当研究所への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約（注）や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
（注）・４００万円を超えない工事又は製造
・３００万円を超えない財産の買入れ
・年額又は総額が１５０万円を超えない借入れ
・その他２００万円を超えないもの

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所ＯＢ）の人数、職名及び当研究所における最終職名

②当研究所との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当研究所に提供していただく情報（別添報告書にて）

①契約締結日時点で在職している当研究所ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５）その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

12. その他

（１）競争加入者は、仕様書、契約書案及び添付書類等を熟覧の上、入札しなければならない。
ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）開札は、入札者の面前においてこれを行い、入札者氏名及び入札金額を読み上げ公表にかえる。
なお、入札者で開札に出席しない者のあるときは、入札事務に関係のない職員（以下「立会人」という）をして開札に立会わせることとする。

（３）開札の結果当研究所の予定価格以内の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
この場合において、入札をしない者は、２回目の入札は辞退したものと見なすこととする。
なお、再度入札に参加する者がいないときは、その入札は不落とし、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所長が改めて定める日時において入札を行うこととする。

（４）入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（２）の立会人以外の者は入場することができない。

（５）競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない

（６）競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。

（７）競争加入者又はその代理人は、森林総合研究所長等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することはできない。

（8）入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
ア．公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
イ．公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者。
（9）競争加入者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
(10) 入札参加者は、別添「森林総合研究所との契約等にあたっての注意事項」を熟覧、承知のうえ不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書を提出すること。

森林総合研究所との契約等にあたっての注意事項

1．国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所(以下「当研究所」という。)においては、発注権限のある職員（当研究所、林木育種センター、各支所、各育種場等の契約担当職員）以外が契約及び発注を行うことはできません。（当研究所では研究者が直接発注することは認めていません。）

2．当研究所では、研究計画等に沿って物品(役務)の調達を行っておりますので、納入(履行)期限を厳守して下さい。

災害や事故等により、やむを得ず納入(履行)期限内の納品等ができない場合には、速やかにその旨の連絡を契約担当職員までお願いします。

また、納品等の際、当研究所の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いします。

3．見積書、納品書及び請求書には、必ず発行者側で日付を記入して下さい。

4．調達にあたり、賄賂、談合及び癒着などの疑念を持たれないように、適正な関係維持に努めていただきますようお願いします。

5．次のような行為は、不正経理とみなします。なお、以下の例にかかわらず、その他不正な行為は行わないようお願いします。

①預り金（当所職員からの預け金の依頼の承諾）
②取引事実と異なる書類の提出

6．取引上の不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われます。この場合、当研究所のみならず、政府機関をはじめとして各種公的機関等に通知されることがありますので、あらかじめご承知おき下さい。

7．当研究所では内部監査をはじめ、会計監査法人による監査、研究資金提供者による検査、会計検査院による検査、国税局による監査等様々な監査・検査が行われますので、ご協力をお願いします。

当研究所の職員等から、以下のような行為があった場合は、速やかに以下の通報窓口へご連絡ください。なお、通報したことによる不利益な取り扱いをされることはありません。

①発注権限のない者から直接契約・発注の申し入れがあった場合
②納品日付の改ざん、品目、数量、金額の改ざんを要求された場合
③見積書等の日付を空白にするよう依頼された場合
④不正経理と思われるような申し入れ等があった場合

【公的研究資金の不正使用に係る通報窓口】
企画部　研究管理科　科長
〒305-8687　　茨城県つくば市松の里１
電話：029-829-8118　FAX：029-874-8507